

第4章 初動体制

本町が行う避難支援活動のための初動体制について、上位計画である吉田町地域防災計画に準じて以下に示す。

《配慮事項》

- 一刻の猶予もない状況で、住民等の津波避難を迅速に支援するため、災害対策本部の設置基準を明確化する。
- 津波避難支援に関わる災害対策本部各班の役割及び支援活動の優先度について明確化する。

1 活動態勢と配備基準

本町の地震災害時における活動態勢及び配備基準は、以下のとおりである。

町長は、これら配備基準に従い地震災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。

■活動態勢と配備基準

活動態勢	配備基準
地震災害警戒本部	東海地震の警戒宣言が発せられたとき
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 震度5弱以上の地震が発生したとき ➤ 地震が発生し気象庁が東海地震と判定したとき ➤ その他町長が特に必要と認めたとき

■津波避難に係る活動態勢と配備基準

活動態勢		配備基準	配備内容
警戒体制		「津波注意報」が発表されたとき	防災関係職員
非常体制 (災害対策本部を設置して 応急対策活動を実施する体制)	第1次配備 (自動設置)	「津波警報」が発表されたとき	全職員 (自主参集)
	第2次配備 (自動設置)	「大津波警報」が発表されたとき	

注) 東海地震の警戒宣言が発令された場合、法的(「大規模地震対策特別措置法」(1978年(昭和53)法律第73号)には「地震災害警戒本部設置」を設置することになるが、活動態勢としては「災害対策本部第2次配備態勢」の設置に対応するものとする。

2 配備態勢

(1) 地震災害警戒本部の設置

東海地震の警戒宣言が発令されたとき、本町は直ちに全職員により地震災害警戒本部を設置する。

また、自主防災会は、災害時要援護者の避難支援等を効率的に実施するため自主防災会の本部を設置する。

【吉田町地域防災計画 参照】

「第4編 地震防災応急対策 第1章 防災関係機関の活動 (p47～)」

「第4編 地震防災応急対策 第4章 自主防災活動 (p56～)」

(2) 災害対策本部の設置

本町において震度5弱以上の地震が発生した場合（気象庁が発生した地震を東海地震と判定したときを含む）、災害対策本部を自動設置する。

特に、地震に伴い気象庁から津波警報が発表された場合は、災害対策本部の立ち上げと津波避難支援活動とを平行して実施する。

3 職員の参集

(1) 地震災害警戒本部への参集

東海地震の警戒宣言が発令されたとき、職員及び消防団員の地震災害警戒本部への参集は、以下のとおりである。

■地震災害警戒本部への参集

区分	参集内容
職員	<ul style="list-style-type: none">▶ 警戒本部の各部長は、警戒宣言が発せられたときは、直ちに所定の場所^{注)}において防災業務につく。▶ 警戒本部の各部に所属する職員及び地区連絡員等、あらかじめ定める職員は、勤務時間の内外を問わず直ちに所定の場所^{注)}において防災業務につく。
消防団員	<ul style="list-style-type: none">▶ 警戒宣言の発令と同時に、団長、副団長は役場に登庁し団本部を設置する。▶ その他の団員は各地区本部及び団詰所に出動し、分団長又は副分団長の指揮下で地域の防災業務にあたる。

注)「所定の場所」:「吉田町地域防災計画 資料編 (P23)」参照

(2) 災害対策本部への参集

① 職員等の参集及び当直者の措置

職員及び消防団員の災害対策本部への参集は、以下のとおりである。

■災害対策本部への参集

区分	参集内容
職員	<ul style="list-style-type: none">▶ 災害対策本部の本部員及び職員は、震度 5 弱以上の地震が発生したときは直ちに所定の場所^{注)}において避難情報の発令等の災害応急対策に当たる。▶ 地区連絡員としてあらかじめ定める職員は、震度 5 弱以上の地震が発生したときは、直ちに所定の場所^{注)}に参集し津波避難場所開設等の支援を行う。▶ 本部長は、地震発生後速やかに職員の配備状況を把握するものとする。
消防団員	地震発生後直ちに団長、分団長又は副分団長の指揮下で所轄地域の避難活動の支援等、災害応急対策に当たる。

注)「所定の場所」:「吉田町地域防災計画 資料編 (P23)」参照

■勤務時間外(夜間、休日)の当直者の措置

区分	措置内容
地震があったとき	防災課内の計測震度計の表示を確認する。
震度 5 弱以上のとき	災害対策本部配備表(吉田町災害情報等連絡先一覧表)に基づき所定の者に連絡(全職員動員)する。
震度 4 のとき	「災害時等の動員配備体制とその基準及び内容」に基づき所定の者(吉田町災害情報等連絡先一覧表)に連絡するとともに、同報無線により住民に広報する(町長が不在の場合は、副町長、防災課長の順序とする)。

② 津波避難支援部署及びその活動内容

災害対策本部の設置と同時に津波避難支援を行う各部署は応急対策活動を実施する。

ただし、地震発生から本町への津波の到達時間が 10 分に満たないような場合は、住民等への避難情報の発令や災害時要援護者への避難支援等を最優先で実施する。

第5章 津波情報等の収集・伝達

- ▶ 気象庁が発表する津波警報・注意報等について、その内容及び伝達システムの把握。
- ▶ 津波警報・注意報の発表に対応した、町の勤務時間内及び時間外における情報伝達についての把握（特に、当直者の措置について）。

1 津波警報・注意報等について

静岡地方気象台は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、順次津波警報・注意報、津波情報を発表する。

(1) 津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから3分で津波警報（大津波、津波）又は津波注意報が発表される。

■津波警報・注意報の種類

種 類		解 説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3m以上の津波が予測される場合に発表	3m、4m、6m、8m、10m以上
	津 波	高いところで2m程度の津波が予測される場合に発表	1m、2m
津波注意報		高いところで0.5mの津波が予想される場合に発表	0.5m

(2) 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどの情報が発表される。

なお、津波情報は、全国を66の区域に分割した津波予報区ごとに発表されるが、本町は静岡県に属している。

■津波情報の種類

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表します。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容が津波予報として発表される。

■津波予報の内容

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

2 津波警報・注意報等の収集、伝達

(1) 勤務時間内

本町に津波警報又は注意報等が伝達されたとき、「総務部情報広報班（総務課）」は、本部長（町長）の指示のもと、直ちに防災行政無線等を用いて住民等へ広報する。

■津波警報・注意報の伝達

区分	情報の伝達
津波注意報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none">▶ 「防災課」は、住民、漁業関係者等に津波注意報を防災行政無線、町広報車を用いて直ちに伝達し、ラジオ及びテレビによる報道及び本町が広報する情報に注意するよう呼びかける。▶ 「消防団」は、海水浴客、釣人及びサーファー等（以下「マリンレジャー客」という。）に対し避難勧告を伝達する。
津波警報が発表されたとき	「総務部情報広報班」は、直ちに津波避難地域の住民、漁業関係者等及びマリンレジャー客に対して、防災行政無線、サイレンを用いて緊急に避難勧告を伝達する。
大津波警報が発表されたとき	「総務部情報広報班」は、直ちに津波避難地域の住民、漁業関係者等及びマリンレジャー客に対して、防災行政無線、サイレンを用いて緊急に避難指示を伝達する。

(2) 勤務時間外

当直者は、津波注意報又は警報等の情報を確認したときは、直ちに町長に連絡後、同報無線により住民等に広報する。

なお、吉田町役場処務規則第 30 条第 1 項第 4 号及び第 32 条に定める当直者の非常時における応急措置は、次に示すとおりである。

① 大津波警報及び津波警報が発令されたとき

当直者は、町長の指示を仰ぎ（町長不在の場合は、当直者専決）、特に指示がなければ所定の広報文により広報する。

② 津波注意報が発令されたとき

当直者は、町長の指示（不在の場合は、副町長、防災課長の順とする）を仰ぎ、特に指示がなければ所定の広報文により広報する。

ただし、午後 10 時から翌日午前 6 時までは、特に指示がある場合を除いて同報無線は使用しない。

《配慮事項》

- 津波警報等に応じた避難勧告又は指示の発令基準を明確化する。
- 津波警報等の発表と同時に避難勧告又は指示を住民等に発令可能なシステムを整備する（特に、勤務時間外について）。

東北地方太平洋沖地震（2011年）による巨大津波は、地震発生後30分程度で海岸に到達している。今回実施した本町に最も大きな影響を及ぼす津波の数値予測の結果では、津波が本町に到達する時間は、地震発生後5分前後と予測されており、避難に要する時間的余裕はほとんどないと考えられる。

このような状況の中で本町ができる避難支援活動は限られるが、最優先で実施すべきことは、気象庁が発表する地震情報及び津波情報にあわせて、住民への避難勧告又は指示を発令することである。そのため、非常時においても迅速に避難情報の発令ができるように、避難勧告又は指示の発令基準をあらかじめ設定しておくことが必要である。

また、避難勧告・指示の解除の基準は、気象庁本庁（静岡地方気象台）から津波注意報又は津波警報の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とする。

なお、当町としては、避難勧告・指示の解除は、津波発生後3時間を解除の基本とし、その後は、浸水区域外の避難所へ移動する。

《配慮事項》

- 要援護者の避難支援は、自主防災会が主体となって実施する。
- 特に、海に面する自主防災会の場合は、大規模地震の揺れが収まるとともに要援護者の避難支援を行う。

大規模な津波が発生した場合、地震発生から津波が到達するまでの限られた時間内に、本町職員の力だけで要援護者を安全に避難させることは困難である。

そのため、本町では、町と地域コミュニティ（自主防災会等）が連携することで要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うことを目的に、平成23年1月に「吉田町災害時要援護者避難支援計画」を策定した。

《参考》

◆「災害時要援護者避難支援計画」

町が作成する一人ひとりの要援護者に対する具体的な避難支援計画。

町の要援護者支援に関する対象者、関係機関の役割分担、台帳の提供先、保管等の全体的な考え方をまとめた「全体計画」と要援護者一人ひとりに対する避難支援者、避難先、避難方法等を記載した「個別計画」とで構成される。

《参考》

◆「障害者の被災割合」

内閣府によると、東日本大震災で被災した沿岸37市町村の人口約250万人のうち、死者・行方不明者の割合が1.03%であるのに対し、同地域の障害者約15万人のうち死者・行方不明者の割合は2.06%と2倍になっている。

（資料：asahi.com 2011年5月23日）

1 災害時要援護者とは

災害に対処するにあたって何らかの障害を持つことにより援護を必要とする者を意味し、次のように定義される。

■災害時要援護者

- ・移動が困難な者
- ・医薬品や医療機器がないと生活できない者
- ・情報を受けたり伝えたりすることが困難な者
- ・理解や判断ができなかったり時間がかかる者
- ・精神的に不安定になりやすい者

具体的には、心身障害者や傷病者をはじめ、体力的に衰えのある高齢者、また乳幼児や日本語の理解が十分でない外国人、さらに一時的なハンディキャップを負う者として妊産婦や当該地域の地理に疎い旅行者等が該当する。

2 町による避難支援

「統括部統括班」は、本部長（町長）による避難勧告又は指示の発令と同時に、消防団へ避難情報の広報及び避難支援を指示する。

「総務部情報広報班」は、防災行政無線（一斉伝達）、町広報車を用いて住民等へ避難勧告又は指示を広報する。

「民生部災害時要援護者支援班」は、民生委員へ個別巡回による要援護者への避難勧告又は指示の伝達を指示するとともに、自主防災会の責任者に対し、「未登録要援護者台帳」の副本を提供して避難支援活動を要請する。

ただし、予想される津波到達時間が5分前後と避難に要する時間が非常に少ない場合は、「民生部災害時要援護者支援班」に代わり「統括部統括班」が、自主防災会の責任者に対し要援護者の避難支援活動の要請を行うものとする。

【吉田町災害時要援護者避難支援計画 参照】
「未登録要援護者（p7）」

■要援護者への情報伝達手段

- 一斉伝達（防災行政無線）
- 直接伝達（町広報車、消防団）
- 防災行政ラジオ（無償配布）
- 放送事業者（コミュニティ FM 含む）
- 個別伝達機器（戸別受信機、ファクシミリ、電話、携帯電話メール（災害情報配信サービス））

《参考》

◆「携帯電話メール機能による災害情報配信サービス」

大規模災害時における視覚・聴覚障害者への円滑な情報提供のため、県が（株）レスキューナウと災害情報の伝達に関する協定を結び、これに基づき、県等から同社へ提供した災害情報が登録者の携帯電話へメール機能により配信されるサービスで、視覚・聴覚障害者の登録料、使用料は無料である。県では、平成14年6月から聴覚障害者を対象に実施し、平成15年12月から視覚障害者にも対象を拡大した。

《参考》

◆「コミュニティ FM（FM 島田）による災害情報の配信」

本町と FM 島田は 2012 年 3 月、「災害時における緊急放送等の協力に関する協定書」を締結した。これにより、FM 放送も受信できる防災ラジオを使って、本町同報無線の情報を伝えるほか、コミュニティ放送による避難の呼び掛けを町内全域で実施できる。

《配慮事項》

- 水門・陸閘の閉鎖及び通行止めの措置内容について
- 津波被害の考えられる海辺の施設、地区への避難情報の伝達について

津波避難地域内の住民等に対する避難支援活動を行う他に、本町が行う、水門の閉鎖措置、津波避難地域内への立入を防止するための通行止め措置、漁港や海岸及び大井川の河口区域にいる者に対する津波情報及び避難情報等の伝達措置について次に示す。

1 水門等の閉鎖措置

(1) 管理体制

津波警報・大津波警報が発表された場合には、水門、陸閘を閉鎖しなければならない。そのため、水門、陸閘の管理者（操作担当者も含む。）は、日頃から指示系統及び操作手順の確認を行い、緊急時においても確実に実施できるように習熟しておくものとする。

■水門、陸閘一覧

区分	地区	名称	管理者	備考
水門	住吉	湯日川水門	静岡県	自動閉鎖（遠隔操作可）
水門		大幡川水門	吉田町	自動閉鎖（遠隔操作可）
陸閘	住吉	第1陸閘	吉田町	自動閉鎖（遠隔操作可）
陸閘	住吉	第2陸閘	吉田町	自動閉鎖（遠隔操作可）
陸閘		第3陸閘	吉田町	常時閉鎖
陸閘	住吉	第4陸閘	吉田町	自動閉鎖（遠隔操作可）
陸閘		第5陸閘	吉田町	常時閉鎖
陸閘	住吉	第6陸閘	吉田町	自動閉鎖（遠隔操作可）
陸閘		第7陸閘	吉田町	常時閉鎖
陸閘		第8陸閘	吉田町	常時閉鎖
陸閘		第9陸閘	吉田町	常時閉鎖

(2) 閉鎖措置

「供給部輸送班（産業課）」は、津波注意報・警報が発表された場合、直ちに水門、陸閘を閉鎖する。

なお、湯日川水門（県管理）は、震度5強以上の揺れを感知すると自動的に閉鎖し（遠隔操作可能）、大幡川水門（町管理）及び陸閘（第1・第2・第4・第6）についても震度5強以上（250ガル）の揺れを感知すると自動的に閉鎖する（遠隔操作可能）。